

第67回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会	資料 2
2026(令和8)年9月2日	

厚 科 審 第 26 号

令 和 8 年 8 月 25 日

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会長

脇 田 隆 字 殿

厚生科学審議会長

中 山 健 夫



付 議 書

下記について、令和8年8月19日付け厚生労働省発感 0819 第8号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

記

- ・「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について

厚生労働省発感 0819 第 8 号
令和 8 年 8 月 19 日

厚生科学審議会長
中山 健夫 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 48 条第 5 号の規定に基づき、別紙 1
「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求め
ます。

予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種実施規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間に以下のいずれかの方法により行うものとする。

一 コロナウイルス（SARS—CoV—2）RNAワクチン（令和六年五月二十九日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条第一項の承認を受けたものであつて、SARS—CoV—2オミクロン株XFGに対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジにより一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

二 組換えコロナウイルス（SARS—CoV—2）RNAワクチン（令和六年九月五日に法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、SARS—CoV—2オミクロン株XFGに対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

三 コロナウイルス（SARS－CoV－2）ワクチン（令和七年八月二十八日に法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、SARS－CoV－2オミクロン株NB. 1. 8. 1に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

四 コロナウイルス（SARS－CoV－2）RNAワクチン（令和八年五月十八日に法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、SARS－CoV－2オミクロン株XFGに対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジにより一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

五 コロナウイルス（SARS－CoV－2）RNAワクチン（令和八年五月十八日に法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、SARS－CoV－2オミクロン株NB. 1. 8. 1に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・六ミリリットルとする方法

第二 施行期日

この省令は、令和八年十月一日から施行すること。